

第 9 期介護保険料の算定について

- ◆ 人口・要介護認定者数の推計
- ◆ 介護給付費等の推計
- ◆ 介護保険料の段階設定
- ◆ 介護人材の確保
- ◆ 介護施設等の整備

介護保険料の算定方法

国から示される算定シートをもとに、次の事項により保険料を算定します。

- 過去の実績から被保険者数や要介護認定者数、サービス利用量の伸びを推計するとともに、整備を計画している施設の将来給付費を考慮し、3年分の給付費を算出します。

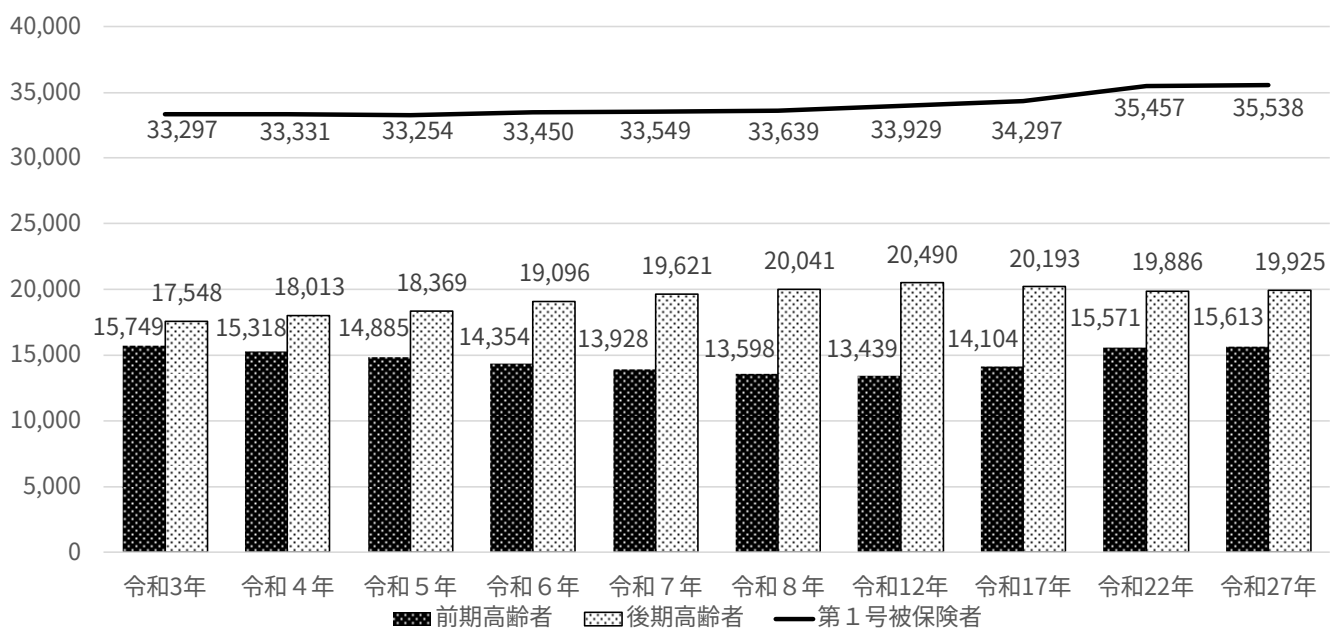


- 算出した給付費のうち介護保険料で負担する費用を第1号被保険者数で割って算出します。

人口・要介護認定者数の推計

被保険者数の推計

第1号被保険者数は緩やかに伸び、令和27年にピークを迎えます。後期高齢者は令和12年にピークを迎えます。（後期高齢者のうち85歳以上の人は令和17年にピークを迎えます。）

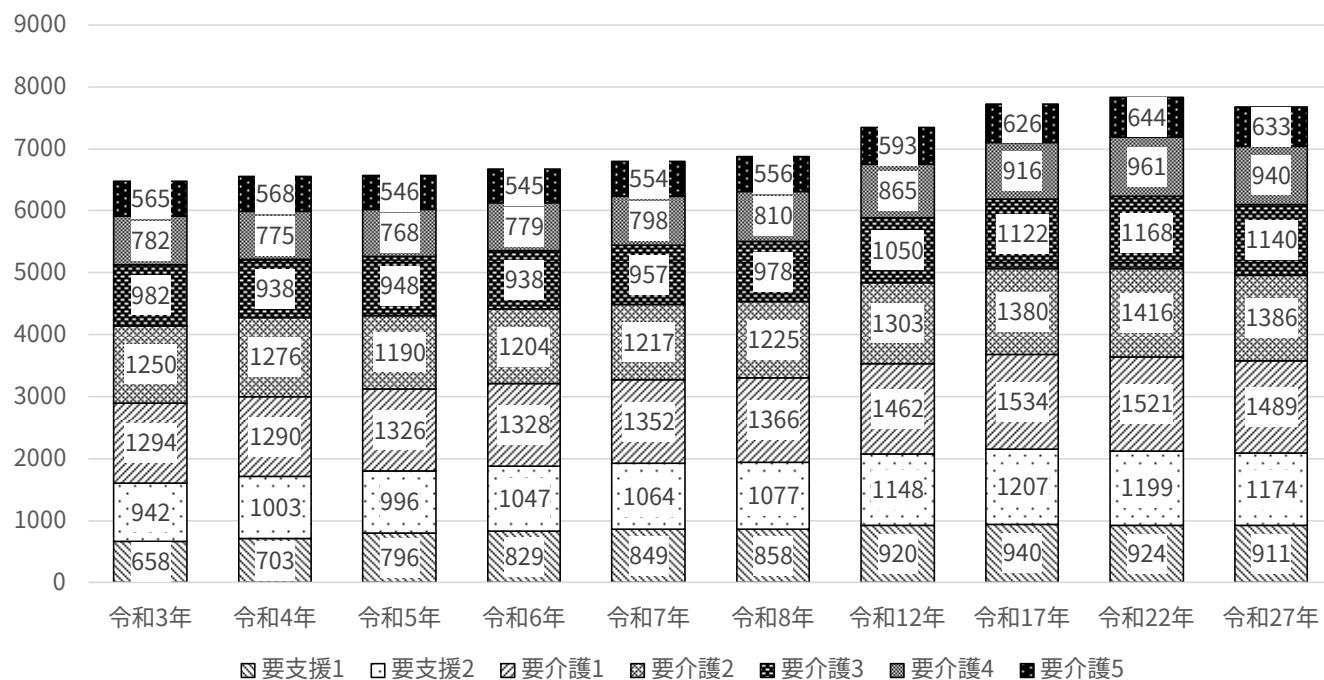


基準日：各年10月1日

要介護認定者数の推計

※第1号被保険者のみ集計

後期高齢者のうち85歳以上の人のピークに連動し、要介護認定者数についても令和22年まで増加すると見込んでいます。

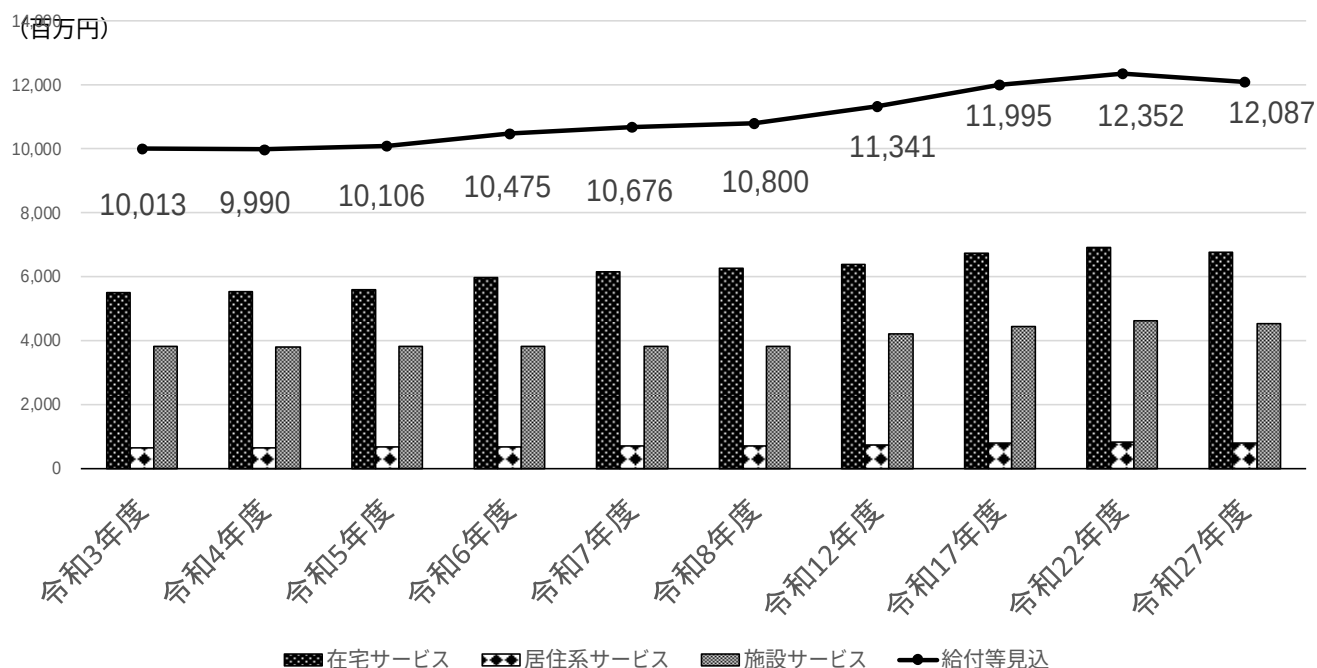


基準日：各年10月1日

介護給付費等の推計

介護給付費等の推計

要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費についても増加する見込みですが、令和22年度以降、減少に転じる見込みです。



介護保険料の段階設定

介護保険料の段階設定

介護保険料の段階は、被保険者の所得状況等を踏まえ、介護保険関係法令の規定の範囲内で、所得段階ごとに設定します。

第9期介護保険料の段階設定については、今後示される国の標準段階及び現状の段階設定を基本としつつ全体の所得水準等を勘案し設定します。

- ① 国の標準にあわせ、公費の投入により、低所得者（第1～3段階）に対する保険料負担割合を引き下げます。
- ② 保険料段階間の調整により、中間層（第6段階）に対する負担割合を国の標準より0.05ポイント引き下げるについて継続実施します。
- ③ 第10段階以降の保険料構成比の変化に対応し、国から示されている所得区割りを参考としつつ、第8期を踏襲した割合を継続実施します。

介護保険料の段階設定

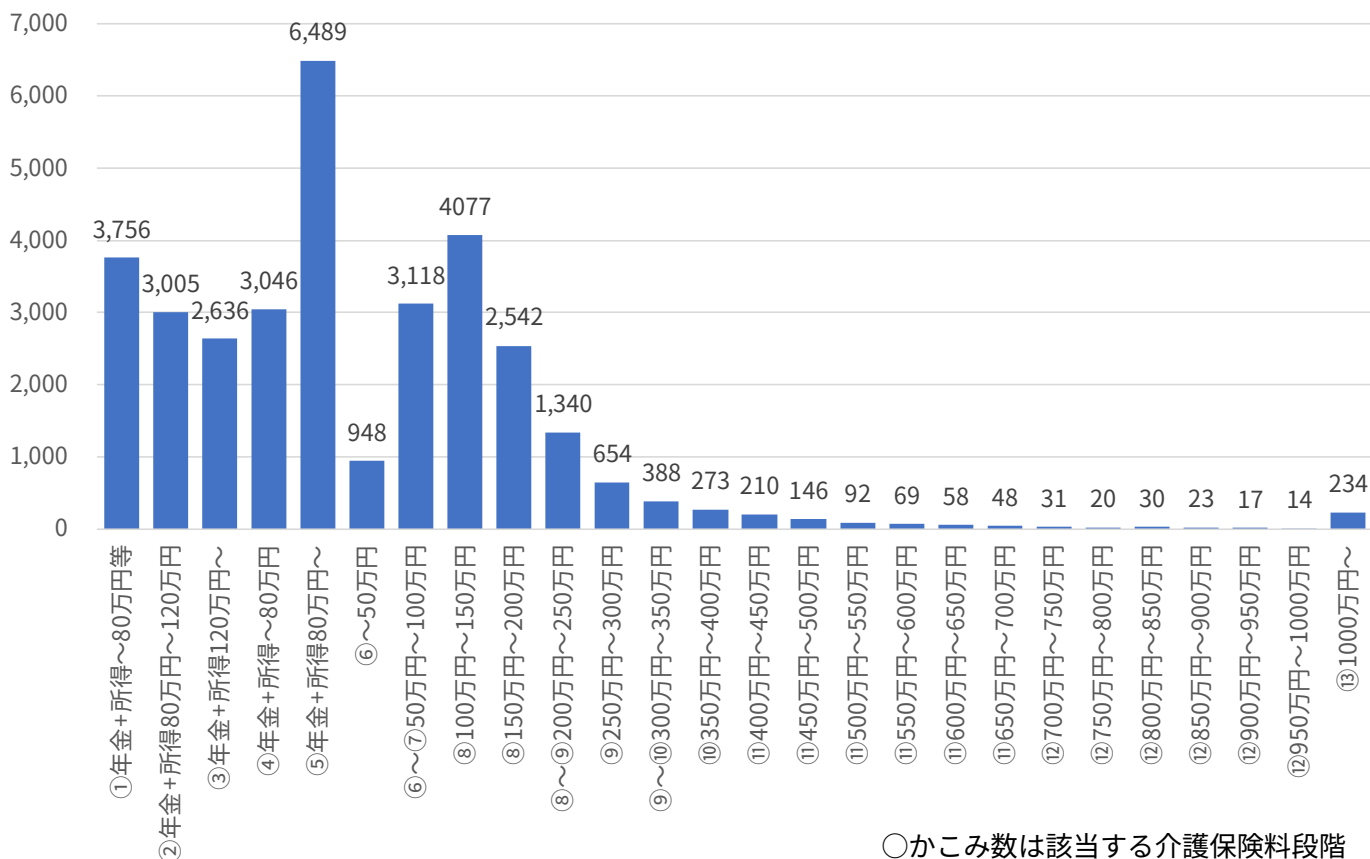
○第10段階以降の被保険者割合

段階別負担割合	第8期	第9期案	差	国第9期案
第10段階	1.7	1.7	0	1.7
第11段階	1.9	1.9	0	1.9 2.1 2.3
第12段階	2.1	2.1	0	2.4
第13段階	2.2	2.2	0	

段階別所得基準	第8期	第9期案	国第9期案
第10段階	320～400万円	320～410万円	320～410万円
第11段階	400～700万円	410～680万円	410～500万円 500～590万円 590～680万円
第12段階	700～1,000万円	680～1,000万円	680万円～
第13段階	1,000万円～	1,000万円～	

長浜市の所得階層

▶ 令和5年賦課期日（4月1日）現在の所得階層の人数は、次のとおりです。



保険料段階比較表（第8期）

区分			国の標準(第8期)		長浜市(第8期)			
市民税		所得	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	対象人数 R5.4.1現在	
世帯	本人							
—	—	生活保護受給者	第1段階	0.3	第1段階	0.27	3,756	
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者						
		課税年金収入額 + 合計所得金額	80万円以下					
			80万円超～120万円	第2段階	0.5	第2段階	0.45	3,005
			120万円超	第3段階	0.7	第3段階	0.7	2,636
課税		80万円以下	第4段階	0.9	第4段階	0.9	3,046	
		80万円超【基準額】	第5段階	1.0	第5段階	1.0	6,489	
—	課税	合計所得金額	0円～80万円未満	第6段階	1.2	第6段階	1.15	2,554
			80万円～120万円未満			第7段階	1.2	3,263
			120万円～210万円未満	第7段階	1.3	第8段階	1.3	5,216
			210万円～320万円未満	第8段階	1.5	第9段階	1.5	1,844
			320万円～400万円未満	第9段階	1.7	第10段階	1.7	463
			400万円～700万円未満			第11段階	1.9	623
			700万円～1,000万円未満			第12段階	2.1	135
			1,000万円以上			第13段階	2.2	234

保険料段階比較表（第9期案）

区分			国の標準(第9期)		長浜市(第9期)			長浜市(第8期)	
市民税			所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	対象人数 R5.4.1現在	所得段階	負担割合
世帯	本人	所得							
一	一	生活保護受給者	第1段階	0.245	第1段階	0.245	3,756	第1段階	0.27
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者							
		80万円以下							
		80万円超～120万円	第2段階	0.43	第2段階	0.43	3,005	第2段階	0.45
		120万円超	第3段階	0.64	第3段階	0.64	2,636	第3段階	0.7
課税	課税	80万円以下	第4段階	0.9	第4段階	0.9	3,046	第4段階	0.9
		80万円超【基準額】	第5段階	1.0	第5段階	1.0	6,489	第5段階	1.0
一	課税	合計所得金額 課税年金収入額	第6段階	1.2	第6段階	1.15	2,554	第6段階	1.15
					第7段階	1.2	3,263	第7段階	1.2
			第7段階	1.3	第8段階	1.3	5,216	第8段階	1.3
			第8段階	1.5	第9段階	1.5	1,844	第9段階	1.5
			第9段階	1.7	第10段階	1.7	518	第10段階	1.7
			第10段階	1.9	第11段階	1.9	546	第11段階	1.9
			第11段階	2.1					
			第12段階	2.3					
			第13段階	2.4	第12段階	2.1	157	第12段階	2.1
					第13段階	2.2	234	第13段階	2.2

介護人材の確保

介護人材の確保

- 資格保有者ごとの過不足感では、「介護福祉士」「看護師・准看護師」「介護支援専門員」などに不足感があるとする事業所が比較的多くなっている。
- 職種の人材が不足している（退職者が多い）理由としては、給与面の待遇や精神的負担などが主な理由となっている。
- 外国人職員については、正規職員、非正規職員ともに「採用しておらず、今後募集する予定はない」とする事業所が最も多くなっている。
- 生産性向上のための取組みとしては、主には、「ICTの導入」となっている一方で、「何もしていない」とする事業所も多くの割合を占めている。

- 多様な人材の参入促進として、「職場説明会」の開催など、より効果的な事業実施に向け、開催方法や周知方法等を検討する必要。また外国人参入促進のため事業所も外国人も情報を受け取りやすい方法での情報発信が必要。
- 給与面の待遇改善は、一定、介護報酬の改定により対応されているところ。しかしながら、人材不足の状況に変わりはなく、事業所の人材確保や定着に向けた動きに対しての補助など、介護人材不足の解消に向けた支援は引き続き必要。
- 事業者同士の連携や情報の共有を支援。
- ICTの工夫で効率化が図れることについて周知・啓発が必要。

介護人材の確保

介護人材の確保については、第8期からの継続した施策展開を行いつつ、課題を踏まえて事業を実施します。

人材確保への取組み

- 多くの人が介護を知る機会を設けることで、介護未経験者が参入しやすい環境を整えるべく、介護に関する入門的研修を開催。
- 介護に関する入門的研修の参加者や、過去に介護職に従事していた人や外国人等、幅広い人材を事業者とマッチングすることを支援するため福祉の職場説明会の開催。
- 小学生を対象に、介護の仕事の魅力を伝える体験型のイベント等の開催を検討します。
- 小学生・中学生に配布する職業テキスト等への介護職の掲載を働きかけを行なう等、次の世代への周知を図ります。
- 多様な介護人材の確保に向けた、各種補助制度の継続、見直し。
他業界からの新規参入、介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着、介護未経験の高齢者の新規参入の支援等。
- 介護職の専門資格取得を支援。（新規事業）
- 介護・福祉人材の安定的な確保に向け、市外で開催される就職フェアへ出展する介護事業所を支援。

介護人材の確保

介護人材の定着への取組み

- 関係団体と協力して、次の世代に対して介護の魅力を発信する取組の実施。
- 事業所をPRする動画作成の費用の一部を支援することで事業所や介護のイメージや知名度の向上を図る。
- 国の制度の積極的な活用への啓発や適正な執行等の指導、手続きの簡素化等の実施。
- 研修会等において、業務の効率化に向けた事例（介護ロボット・ICTの導入等）を紹介し、職場環境の改善による定着支援、離職防止を図る。
- 福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援。（湖北地域介護サービス事業者協議会・米原市と合同実施）。

介護施設等の整備

介護施設等の整備

・地域密着型サービス施設の整備について

利用ニーズが高いと思われるサービスや第8期において整備ができなかったサービスについて、介護人材の不足状況、待機者の状況等を勘案しつつ引き続き随時募集します。

また、全般のサービスにおいて、既存施設のサテライト化やサテライトからの分離など第8期から定員増減を伴わない変更については、流動性を確保するため一定考慮するものとします。なお、認知症対応型通所介護および地域密着型通所介護は、利用定員が利用者数を上回っている需給状況から、新規の募集は行いません。（グループホーム等の既存施設の中で開設する共用型認知症対応型通所介護としようがい者施設が指定を受ける共生型地域密着型通所介護は数値目標なく指定します。）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、要介護者の増加は見込まれるものの、定員を充足していない事業所があり、また待機者も少ない状況にあることを考慮し、第9期では整備を見込みません。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期以前から募集を行っても整備ができなかったサービスです。在宅サービスを継続するにあたり必要なサービスのひとつであることから、第9期においても新規整備を見込み1事業所程度の整備目標を掲げます。（同一圏域内での複数整備については見込んでいません。）

※1事業所程度とは、市の提示する条件に合致すれば1事業所を超えた指定を可能とすることを意味します。現時点で本市にないサービスのため次期2事業所を整備するとまでは言えないと判断するため「程度」としています。（②も同様）

介護施設等の整備

②夜間対応型訪問介護

第8期以前から募集を行っても整備ができなかったサービスです。在宅サービスを継続するにあたり必要なサービスのひとつであることから、第9期においても新規整備を見込み1事業所程度の整備目標を掲げます。（同一圏域内での複数整備については見込んでいません。）

③小規模多機能型居宅介護(小多機)

④看護小規模多機能型居宅介護(看多機)

在宅介護を支えるため必要性の高いサービスですが、各事業所は定員上限に達しない状況で運営されています。同一圏域内において競合が発生しないよう小多機・看多機・新複合型サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として小多機もしくは看多機を1事業所募集します。

⑤療養通所介護

重度の要介護認定者を在宅で支える重要なサービスです。同一圏域内において当該サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として1事業所募集します。

介護施設等の整備

⑥（仮称）新複合的なサービス

訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスで、第9期からの開始が検討されています。まだ、サービスの詳細事項はわかりませんが、訪問系サービスと通所系サービスを通じて切れ目のないケアを受けることができるもので、通所で明らかになった利用者の課題を訪問でフォローするなど、より質の高いサービスが受けられます。

既存の通所系サービスからの組み換えが想定できます。小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・（仮称）複合的なサービス間の競合を避けるため同一圏域内において3サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として、数事業所募集します。

介護施設等の整備

○地域密着型サービス施設整備目標まとめ

サービス（介護予防がある場合はそれを含む。）	第9期の募集数	第8期からの変更点
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （同一圏域内での複数整備については見込まない。）	1事業所程度	条件変更
②夜間対応型訪問介護 （同一圏域内での複数整備については見込まない。）	1事業所程度	条件変更
③小規模多機能型居宅もしくは⑤介護看護小規模多機能型居宅介護 （同一圏域内において小多機・看多機・（仮称）複合的なサービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として募集）	1事業所	条件変更
④療養通所介護 （同一圏域内において当該サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として募集）	1事業所	条件変更
（仮称）複合的なサービス （同一圏域内において小多機・看多機・（仮称）複合的なサービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として募集）	数事業所	新設

介護施設等の整備

・特別養護老人ホーム等の整備について

令和5年度の入所申込者調査では、初めて名簿と市保有の介護台帳と突合を行った。これにより資格喪失者、既入所者を突合することができたため申込者の実数が把握できました。また、申込者うち7割は令和4年中に申し込みを行った人でした。

令和4年度1年間の入所者数は215人となりました。

今後も要介護者が増加する見込みであり、施設等に対するニーズは継続するものと考えられますが、1年以内に多くの人は入所している状況は今後も継続すると想定されます。

要介護者の増加は見込まれるが1年以内に入所できている状況、介護人材不足の状況が今後も継続することを考慮し、第9期では特別養護老人ホーム（密着型含む）の整備を見込みません。

第7期から進めていた既存の短期入所生活介護からの転換による特別養護老人ホームの定員増加については、現在の短期入所生活介護の稼働率や在宅サービスを維持することの必要性から行わないこととします。

○介護度別 特別養護老人ホーム入所申込者数

	R3年4月	R4年4月	R5年4月
要介護1	5	8	4
要介護2	22	15	19
要介護3	278	232	106
要介護4	217	180	70
要介護5	120	96	50
合 計	642	531	247

○居場所別 特別養護老人ホーム入所申込者数

	R3年4月	R4年4月	R5年4月
在宅	313	269	143
病院	98	78	30
施設・居住系	231	184	76
合 計	642	531	247

介護施設等の整備

○特別養護老人ホーム入所者数

	R3年度	R4年度
1年間の入所者数	252	215

○短期入所生活介護の稼働率

	R3年度	R4年度
稼働率	88%	84%

・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、住まい方の変化にあわせて本市でも増加しており、今後もこの傾向は継続すると想定しています。このため、当該施設で利用されている介護サービスについても必要量を適切に推計します。

※当該施設は県への届出制となっています。

○施設等の定員数

	R3年度	R4年度
特別養護老人ホーム(密着型含む)	774	774
介護老人保健施設	288	288
認知症対応型共同生活介護	180	180
ケアハウス	30	30
有料老人ホーム	25	57
サービス付き高齢者向け住宅	111	111
合 計	1,408	1,440
【参考】短期入所生活介護	141	141